

現存の内航ケミカル船への構造・設備基準の適用方針について（案）

現存の内航ケミカル船については、船舶の安全確保及び海洋環境保護の観点から、運送する貨物ごとに改正IBCコード第17章の表の分類に従った構造・設備基準（以下、「新基準」という。）を適用する。その経過措置は以下の通り。

1 新基準の経過措置

【方針案】

2007年1月1日以後、最初の定期的検査を受ける時から新基準を適用する（ただし、2. に基づく船型要件の適用時期を除く。）。

【理由】

- ① 2007年1月1日に適用すると、改造工事のためのドッキングや検査が集中し、対応が困難。
- ② 新基準へ適合する排出防止設備、運送に係る設備の設置には、造船所での工事、上架が必要な場合が有り検査時に行うのが合理的。

2 船型要件の経過措置

【方針案】

構造・設備要件のうち、以下の点を考慮して、一定の物質を輸送する船舶の船型要件について一定期間の経過措置を講じる。なお、当該期間は次回までに検討する。

- ① 船型要件が格上げされる物質のうち、新基準に適合する船舶の数が少ない等の理由によって輸送に支障をきたすおそれがあること
- ② 物質の格上げにより新基準に適合しなくなる船舶が、他の貨物輸送への転用が困難であること

輸送に支障をきたすおそれのある物質の例（クレオソート）

- ① 船型要件の格上げ II→I（審査中）
- ② 63万ト(2004年実績)を専用船で輸送。クレオソートの運搬船は17隻全てが船型要件II。
- ③ 船型要件Iの内航ケミカル船は存在せず代替輸送は不可能。

【理由】

- ① 新基準を2007年1月1日から一律に適用すると、代替輸送手段が極めて限られている物質では、輸送に重大な支障をきたすおそれ。
- ② 一定の猶予期間を設けることにより、事業者への影響を軽減しつつ、新基準に適合する船舶の代替建造を促進。
- ③ 船型要件についてのみ一定期間の経過措置を設けることとした理由は、船型要件に適合するためには、大幅な改造が必要となるため。